

鳥取市生活交通確保対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市生活交通確保対策事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、利用者の減少により地域住民の日常生活に必要なバス路線の維持が困難な地域において、地域住民の生活交通の確保を図る事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付し、もって地域住民の福祉に資することを目的とする。

(補助事業等)

第3条 本補助金の対象となる事業、者、経費、補助率及び限度額は、別表1に掲げるものとする。

(補助対象区間)

第4条 本補助金の対象となる区間は、別表2に掲げるものとする。

(補助交付の申請)

第5条 規則第4条に定める補助金等交付申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) その他必要と認める書類

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める補助事業等実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 運行実績報告書（様式第3号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）
- (3) 別表1に定める書類

2 規則第12条の規定による実績報告は、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日までに

わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行し、平成13年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行し、平成20年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年2月1日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成24年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年11月18日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市生活交通確保対策事業補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表 1

補助事業	バス代替タクシー運賃補助事業	オンデマンド（事前予約）方式導入のための設備整備補助事業	乗合タクシー運賃補助事業
	次の要件をすべて満たし、又は鳥取市生活交通会議における協議が調っているバス代替タクシー運行事業とする。 ① 既存の路線バスの代替としてタクシーを運行すること。 ② 既存のバス路線の各バス停留所を経由して運行すること。 ③ 運行ダイヤは、既存の路線バスダイヤに合せた運行とする。 ④ 利用者が負担する運賃は、既存の路線バスの運賃相当額とすること。 ⑤ 利用者の事前予約により運行すること。 ⑥ 既存の路線バスの運行形態と比較して、サービスとコストのバランスが適正であること。 ⑦ 事業の実施について、当該路線の沿線住民と事前協議が整っていること。	路線バスの運行において、利用者の事前予約により運行する方式を導入するために必要な設備を整備する事業とする。	次の要件をすべて満たし、又は鳥取市生活交通会議における協議が調っている乗合タクシー運行事業とする。 ① 市が設定した路線を運行すること。 ② 定時運行は、既存のバス路線の各バス停留所を経由して運行すること。 ③ あらかじめ市が設定した運行ダイヤにより運行すること。 ④ 利用者が負担する運賃は、各路線ごとに市が設定した運賃とすること。 ⑤ デマンド便は、利用者の事前予約により運行すること。 ⑥ 路線バスを運行した場合と比較して、サービスとコストのバランスが適正であること。 ⑦ 事業の実施について当該路線の沿線住民と事前協議が整っていること。
補助事業者	道路運送法第3条第1号の一般旅客自動車輸送事業を営業者	道路運送法第3条第1号の一般旅客自動車輸送事業を営業者	道路運送法第3条第1号の一般旅客自動車輸送事業を営業者

補助対象経費	タクシー運賃（補助対象者によるタクシーの対キロ貸切運賃とする。）から路線バス運賃相当額（既存の路線バスによる普通運賃とする。ただし、定期券、回数券、割引券等については、普通運賃に割引率を乗じた額とする。）及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号）に基づき交付される補助金その他の本補助金以外の補助金の額に相当する額を差し引いた額とする。なお、当該タクシー運賃、路線バス運賃相当額及びその他の本補助金以外の補助金の額に相当する額については、消費税及び地方消費税を除いた額とする。	オンデマンド（事前予約）方式を導入するために必要な次に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。 ①通信設備導入費（回線新設の経費、端末機の購入費、フリーダイヤル契約） ②維持費（基本使用料）	市と締結した、乗合タクシー運行に関する覚書に定めた運行経費（乗合タクシー運行を予定して行う無償の試験運転等に係る経費を含む。）、又はタクシー運賃（補助対象者によるタクシーの対キロ貸切運賃。）から、運賃（乗合タクシー運行事業計画に定めた普通運賃。ただし、定期券、回数券、割引券等については、普通運賃に割引率を乗じた額とする。）収入額を差し引いた額とする。なお、当該運行経費、タクシー運賃及び収入額については、それぞれ消費税及び地方消費税を除いた額とする。
補助率・補助限度額	補助対象経費の10/10以内とする。	①通信設備導入費は、初期投資の1回限りとし、補助率は1/2以内とし、50万円を限度額とする。 ②維持費は、補助率は1/2以内とし、50万円を限度額とする。	補助対象経費の10/10以内とする。
補助事業等実績報告書に添付する書類	補助対象経費（実績）の積算内訳を明らかにした書面	契約書及び領収書の写し	補助対象経費（実績）の積算内訳を明らかにした書面

別表 2

補助事業	バス代替タクシー運賃補助事業	オンデマンド（事前予約）方式導入のための設備整備補助事業	乗合タクシー運賃補助事業
区間	1 吉岡温泉町地内から洞谷バス停留所までの区間 2 法花寺・三代寺・広西地内から因幡万葉歴史館バス停留所までの区間 3 国府町総合支所から因幡万葉歴史館入口バス停留所までの区間 4 美敷地内から因幡万葉歴史館入口バス停留所までの区間	河内車庫バス停留所から安蔵バス停留所までの区間	1 西郷線 河原乗継拠点から北村・神馬バス停留所までの区間 2 雨滝上地線 中河原バス停留所から雨滝・上地バス停留所までの区間 3 神戸線 鳥取南バス停留所から岩坪バス停留所までの区間

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

鳥取市生活交通確保対策事業計画書

- 1 事業名
- 2 事業目的
- 3 事業概要（運行方法）
- 4 事業期間
- 5 事業区間
- 6 添付書類
 - （1）運行時刻表
 - （2）運賃表
 - （3）運行区間図
 - （4）本事業と従前の運行形態とが比較できる書類
 - （5）地元住民との協議状況が確認できる書類

鳥取市生活交通確保対策事業収支予算書

1 事業名

2 事業経費（見込み）

3 事業経費内訳及び積算根拠（見込み）（単位：円）

積算根拠	事業費	財源内訳		
		市補助金	事業者負担	その他
合 計				

4 収支予算

（1）収入の部（単位：円）

予算額	摘要
合 計	

（2）支出の部（単位：円）

予算額	摘要
合 計	

5 補助金申請額（単位：円）

補助対象経費の額	補率	補助金申請額

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

鳥取市生活交通確保対策事業運行実績報告書

1 事業名

2 運行実績内訳

月	区間	運行回数	乗車人数
(月 日から 月 日まで 日間)			
合 計			

鳥取市生活交通確保対策事業収支決算書

1 事業名

2 事業経費

3 事業経費内訳及び積算根拠 (単位：円)

積算根拠	事業費	財源内訳		
		市補助金	事業者負担	その他
合 計				

4 収支決算

(1) 収入の部 (単位：円)

決算額	摘要
合 計	

(2) 支出の部 (単位：円)

決算額	摘要
合 計	

5 補助金申請額 (単位：円)

補助対象経費の額	補助率	補助金 申請額